



固定資産税（こんな時は届出を）

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金で、次の場合は、必ず税務会計課へ届出をしてください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、令和8年1月1日までに完成した場合は、令和8年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

○建物を取り壊したとき

建物の一部または全部を取り壊した場合は、令和8年2月2日（月）までに届出をお願いします。取り壊した建物につきましては、令和8年度から固定資産税の対象外となります、届出がないと対象となることがあります。

○太陽光発電システムについて

太陽光発電設備システムを設置すると、固定資産税の償却資産に該当し、課税の対象となる場合があります。

個人の方の場合、10kW以上の太陽光発電設備システムを設置し、売電を行うと、事業の用に供している償却資産に該当しますので、固定資産税の課税対象となります。

売電による所得の申告とは別に償却資産申告書を役場税務会計課へ提出することが必要です。償却資産の申告に必要な書類は税務会計課窓口にあります。

●問合せ 税務会計課 ☎ 82-1224

農地活用事業補助金のご案内

村では、遊休農地の拡大防止、また特産品の振興を図るため、特産品の苗木購入代の1/3を補助します（上限3万円）。特産品は花桃、クジャクソウ、ミカン等の果樹、和紙原料等です。希望される方は、交付申請書と実施計画書を産業観光課へ提出してください。

●申請期間 8月1日（金）～12月26日（金）まで

●苗木配布 2月中～下旬予定

※しばみち本店・藤原種苗での購入を希望される方の申請期間は、10月31日（金）をもちまして終了となりました。

●補助金支払 事業報告書を提出後、指定口座へ振込みます。

●苗木購入 交付決定後、各自購入いただけます。

●問合せ 産業観光課 ☎ 82-1223

道路除雪作業と凍結防止剤配布

本年も降雪の時期となり、村道等の除雪作業は、例年どおり地域毎に事業者や個人の方に依頼し、事業者・個人の方・村で連携して実施します。

除雪作業時は、道路交通を迅速に復旧することを目的として道路脇に雪を掃くため、道路に接している宅地等の入口付近に雪が溜まることがあります。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願ひします。

また、凍結が予想される箇所に、例年どおり12月中に凍結防止剤を配布します。凍結防止剤が不足した場合は、建設課（土日祝・年末年始の場合は日直等）にご連絡のうえ受け取りをお願いします。

●問合せ 建設課 ☎ 82-1222